



国土交通省

# 自動車輸送統計調査

## ご協力をお願い

国土交通省総合政策局交通経済統計調査室

平素より、国土交通省の業務につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、国内で輸送活動を行う自動車を対象に、その輸送量、走行量等を把握することにより自動車輸送の実態を把握し、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料等を得ることを目的として、昭和35年4月より統計法に基づく基幹統計として毎月「自動車輸送統計調査」を行っております。

つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解頂き、本調査へご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ◎ 調査対象車両の選出について

国内の全ての自動車を毎月調査することは難しいため、地域別、車種別の層ごとに無作為に抽出した自動車の使用者の方に調査へご協力を頂くことで、必要な統計情報を収集しております。

### ◎ プライバシーの保護について

ご回答頂いた内容については、統計法第41条により秘密が保護されます。

### ◎ 調査結果について

調査の集計結果は、「自動車輸送統計月報・年報」等の報告書にまとめられ、各種交通政策の策定等の基礎資料として活用されます。

なお、各種報告書、記入要領、調査の詳細等については、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/>)にてご覧頂けます。

また、ご記入頂いた調査票は、調査月翌月の15日までに、同封の返信用封筒にてご返送ください。

### 【！】 調査票を取り扱う際のご注意

- ① ご記入に当たっては、「この冊子」を必ずお読みください。
- ② 調査票は、切り離さないでください。
- ③ 本調査について、ご不明な点等がございましたら、下記の問い合わせ窓口までお問い合わせください。

### 国土交通省自動車輸送統計調査 問い合わせ窓口

0120-121-711 受付時間 午前9:30～午後6:30 (土曜・休日を除く)

※ 携帯電話、自動車電話、PHSからもご利用になれます。

# 自動車輸送統計 調査票の記入のしかた

－旅客営業用（乗合・貸切・特定）－

① 調査票の表紙に記載されている調査期間（3日間）について、記入してください。

② 記入方法

## 第1頁

「報告者」

- ・あなたの事業所について住所及び氏名又は名称等を予め記載してありますので、ご確認頂くと共に、フリガナ及び連絡先となる電話番号を記入してください。

報告者	住所	(〒 100-8918 ) 東京都千代田区霞が関 <del>2-1-2</del> 2-1-3
	氏名又は名称	フリガナ コトドコウツウバスクエグジギョウシヨ 事業所 国土交通バス東京営業所
	電話番号	00 ( 00 ) 0000

報告者の氏名又は名称のフリガナを記入してください。また、住所、報告者氏名又は名称に変更等があった場合、修正してください。  
記入された調査票の記入内容を確認させて頂く場合があるため、電話番号を記入してください。

## 第2頁

### 1. 自動車について

#### (1) 主な用途

- ・調査対象車両について、該当する主な用途の番号を記入してください。  
それぞれの用途における記入方法については、以下の頁も参照してください。

「1. 一般乗合用 → 2頁」

「2. 一般貸切用、3. 特定乗合用、4. その他用 → 3頁」

#### (2) 調査期間中の走行距離

- ・調査開始時と調査終了時のメーターの数字を基に、期間中の走行距離を記入してください。

#### (3) 休車日数

- ・休車日数は、調査期間中に乗客を乗せて走行しなかった日数を記入してください。

（一般乗合については、乗客が乗っていても、各系統を走行した時は、休車にしないでください。）

- (例) 調査期間中（3日間）に乗客を乗せて走行した日数が2、乗客を乗せないで走行した日数が1の場合、休車日数は「1」と記入してください。

## 【記入例①】 一般乗合運行用

※ 第2頁1. (1) 自動車の主な用途が「1」の場合です。  
 当該車両が、調査期間内に運行した日のうちの1日分について、運行系統別に記入してください。  
 ただし、第2頁の「1. (2) 調査期間中の走行距離」については、1日分だけでなく調査期間中の総走行距離を記入してください。

月 日

乗客を乗せて走行した月日を記入してください。  
 調査開始日の午前0時以前に乗客を乗せた運行については記入しないでください。  
 調査終了日の午後12時(夜中)時点で降車を完了していない運行については記入してください。

運行系統

出発地、経由地、到着地名等、具体的に記入してください。

一般乗合運行用  
 一般乗合運行の場合はこの用紙に記入してください。

11月 11日

運行系統 A駅、B・C経由、D町

この運行系統の距離 千 百 十 十 十  
8.0 キロメートル

一日の延輸送人員 千 百 十 十  
50 人

一日の運行回数  
 (片道又は1循環を1回とする) 十 十  
2 回

一人平均乗車キロ 千 百 十 十 十  
4.4 キロメートル

この運行系統の距離

この運行系統の片道1回又は1循環の距離を記入してください。

1日の延輸送人員

当該車両が、この日にこの運行系統で、輸送した人員の合計を記入してください。

一人平均乗車キロ

この運行系統の貴社で算出している最新の一人平均乗車キロを記入してください。算出については、下欄の例を参照してください。

1日の運行回数

当該車両が、この日に、この運行系統で、運行した回数を記入してください。

### (一人平均乗車キロの算出方法)

例) A 駅を出発点とし、停留所B、Cを通過して終点D町に至る運行系統における「一人平均乗車キロ」の算出例。

	区間キロ	乗車人員	降車人員	区間乗客数	人キロ
A 駅	3.0 km	30人	12人	30人	3.0×30=90.0
B 停留所		15人		33人	2.0×33=66.0
C 停留所	2.0 km	5人	17人	21人	3.0×21=63.0
D 町	3.0 km	0人	21人		
計		50人	50人		219.0 人キロ

人キロの算出：各停留所間の区間キロと、その区間の乗客数を掛けて人キロを算出する。

一人平均乗車キロの算出：人キロの計を乗車人員(または降車人員)の計で割って、一人平均乗車キロを算出する。

$$219.0 \text{ 人キロ} \div 50 \text{ 人} \doteq 4.4 \text{ km}$$

## 【記入例②】 一般乗合運行以外用

※ 第2頁1. (1) 自動車の主な用途が「2」、「3」、「4」の場合です。  
一般乗合運行の場合は、前頁の「一般乗合運行用」に記入してください。

**月 日**  
乗客を乗せて走行した月日を記入してください。  
調査開始日の午前0時以前に乗客を乗せた運行については記入しないでください。  
調査終了日の午後12時(夜中)時点で降車を完了していない運行については記入してください。

**輸送区間**  
乗客を乗せた場所・降ろした場所は都道府県単位の記入とし、都道府県コード一覧(p4)より、該当する都道府県コードを記入してください。  
観光地を数箇所まわるような場合は、出発地から最も遠い地点までを往路とし、残りの区間を復路として記入してください。

**輸送回数**  
乗客を乗せて走行した回数を記入してください。  
同日に同じ場所へ何度も輸送した場合は、複数回分をまとめて1行に記入し、合計の回数を記入してください。

一般乗合運行以外用  
一般乗合運行以外はこの用紙に記入してください。

輸 送 区 間			
乗客を乗せた場所 10月 1日 都道府県コード※ 112	乗客を降ろした場所 10月 1日 都道府県コード※ 114		
1 走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 87.5	輸送人員(人) 千 百 十 一 39	輸送回数(回) 十 一 1	備 考 フェリー-金谷~久里浜
乗客を乗せた場所 10月 2日 都道府県コード※ 114	乗客を降ろした場所 10月 2日 都道府県コード※ 22		
2 走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 70.0	輸送人員(人) 千 百 十 一 39	輸送回数(回) 十 一 1	備 考

※同じ都道府県内を往復した場合

乗客を乗せた場所 10月 7日 都道府県コード※ 113	乗客を降ろした場所 10月 7日 都道府県コード※ 113		
3 走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 6.3	輸送人員(人) 千 百 十 一 100	輸送回数(回) 十 一 4	備 考

**走行距離**  
乗車地から降車地までの距離を記入してください。  
複数回分をまとめて1行に記入する場合でも、走行距離は片道1回分を記入してください。

**輸送人員**  
運転者等の乗務員は除いてください。  
複数回分をまとめて1行に記入する場合は、回数分の合計の人数を記入してください。

**備 考**  
カーフェリーを利用した場合、利用区間(乗船港名及び下船港名)を記入してください。

申し訳ありませんが、「輸送状況欄」が足りない場合には、増補用調査票をコピーするか、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/>) より調査票を印刷してご利用ください。

【都道府県コード一覧】

51	北海道石狩振興局	02	青森県	16	富山県	30	和歌山県	44	大分県
52	北海道渡島総合振興局	03	岩手県	17	石川県	31	鳥取県	45	宮崎県
53	北海道檜山振興局	04	宮城県	18	福井県	32	島根県	46	鹿児島県
54	北海道後志総合振興局	05	秋田県	19	山梨県	33	岡山県	47	沖縄県
55	北海道空知総合振興局	06	山形県	20	長野県	34	広島県		
56	北海道上川総合振興局	07	福島県	21	岐阜県	35	山口県		
57	北海道留萌振興局	08	茨城県	22	静岡県	36	徳島県		
58	北海道宗谷総合振興局	09	栃木県	23	愛知県	37	香川県		
59	北海道オホーツク総合振興局	10	群馬県	24	三重県	38	愛媛県		
60	北海道胆振総合振興局	11	埼玉県	25	滋賀県	39	高知県		
61	北海道日高振興局	12	千葉県	26	京都府	40	福岡県		
62	北海道十勝総合振興局	13	東京都	27	大阪府	41	佐賀県		
63	北海道釧路総合振興局	14	神奈川県	28	兵庫県	42	長崎県		
64	北海道根室振興局	15	新潟県	29	奈良県	43	熊本県		

☆北海道各振興局管内市町村一覧

51	北海道石狩振興局	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
52	北海道渡島総合振興局	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
53	北海道檜山振興局	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
54	北海道後志総合振興局	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
55	北海道空知総合振興局	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
56	北海道上川総合振興局	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
57	北海道留萌振興局	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
58	北海道宗谷総合振興局	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
59	北海道オホーツク総合振興局	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
60	北海道胆振総合振興局	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
61	北海道日高振興局	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
62	北海道十勝総合振興局	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
63	北海道釧路総合振興局	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
64	北海道根室振興局	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、色丹村、泊村、留夜別村、留別村、紗那村、薬取村